

会

議

午前 10 時 0 分開会

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、先週に引き続き議案審議を行います。

議第 75 号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） それでは日程により、議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） おはようございます。

それでは、議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページをお開き願います。

議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙22ページのとおりに改正するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の改正を受け、本市の印鑑条例の登録資格を改正するものでございます。

成年後見制度につきましては、認知症等で判断能力が衰えてしまった方を、周囲の方が後見人となって不当な財産契約などから守ることができる重要な制度で、民法改正により平成12年4月より施行されました。

しかし、成年被後見人であるという理由で、一律に資格等から排除される仕組みであったことから、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて実質的な審査を行う仕組みとするべきとの指摘を受け、これを見直すため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年、成立いたしました。これにより、総務省の印鑑登録証明事務処理要領も改正されたところです。

続きまして、条例改正について御説明申し上げますので、議案説明資料113ページをお開きください。

113ページ、第2条です。印鑑の登録資格でございますが、第2項第2号の「成年被後見人」という文言を削り、総務省から示されました印鑑登録証明事務処理要領の改正と同様に「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

この改正により、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、これらの申請を受け付けることとして差し支えない。また、既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で、その者に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内することが適当であるとの総務省より技術的助言がなされていることを申し添えます。

最後に、議案件名簿の22ページにお戻りいただき、附則でございますが、施行日は公布の日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 改正以前は成年被後見人という、明確に誰々ということが定められていると。ところが今回は意思能力を有しない者と、こういう規定になりますと、意思能力を有しない者ということの判断はどなたがするのかと。今の説明ですと、成年被後見人もこの意思能力の中に、範疇に入る方かと思えますけれども、非常に曖昧な意思能力を有しない者という表現では、それ以外の者も入るのかと、こういう疑問が出てくるわけですが、意思能力を有しない者というのは、具体的にはどなたがどういう基準で判断をするのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） ありがとうございます。

それでは最初に、御質問の中で、まず成年被後見人、こちらにつきましては、成年後見制

度の中で日常生活で判断能力を有しない方が成年被後見人となるわけなんですけれども、成年被後見人となったことによって、一律に様々な資格等が排除されるという仕組みはどうかというふうな議論の中で、各資格等にふさわしい能力があるかどうかというところが問われて、令和元年にそちらを適正化にするための法律ができたということは御理解いただきたいと思います。

続いて、では、どなたが判断するのかという、意思能力を有する・有しないところの判断につきましては、先ほど総務省のほうから技術的助言が出ております。再度申し上げますけれども、法定代理人、ですので一般的には弁護士さんが多いんですけれども、弁護士さんが同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請がなされた場合につきましては有する者として扱うこと。ですので、こちらの手続については、下田市の場合ですと市民保健課のほうの窓口で対応するという形になります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 先ほどの御説明の中で、この意思能力を有しない者については、職権で印鑑登録の削除ができると、こういってございしますが、そうしますと、具体的に市当局のほうはどういう調査や等々を踏まえて、その判断をされるのかと。職権で登録抹消するというような流れというんでしょうか、仕組みはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） そうしますと、成年後見制度のほうからの御説明になりますが、成年後見制度の中の後見につきましては、法務局のほうでの判断となります。最終的には東京法務局のほうで登記事項という形で、戸籍のあります市町村のほうに通知が参ります。戸籍のある市町村のほうは付票のほうを確認いたしまして、住民票のある市町のほうへ通知を出すという形になります。具体的な例ですと、東京法務局の登記官のほうから、登記事項通知書というのが下田に本籍がありますと届きます。それから、本籍が例えば他市町で、下田に住民票のある方は、他市町のほうから下田市のほうに成年後見登記事項通知書という形で下田市のほうに通知が参ります。この通知が参ったことによりまして、印鑑登録がされている方につきましては抹消するというふうな手続となっております。よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第76号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

- 市民保健課長（井上 均君） それでは、議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページをお開き願います。

議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙24ページのとおり改正するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、本市の手数料条例から「個人番号の通知カードの再交付」の項を削るものでございます。

個人番号（マイナンバー）の通知は、法律の改正により、令和2年5月25日より、通知カードを送付する方法から個人番号通知書を送付する方法に変わりました。今回の変更は、通知カードの転居時等における記載事項の変更の手続が、住民及び市区町村職員の双方に負担となっており、見直しを求める要望があったことや、社会のデジタル化を進める観点から紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から行われたものでございます。

個人番号通知書は、令和2年5月25日以降、出生等によりマイナンバーが付番される方に郵送されることとなりました。既に通知カードをお持ちの方につきましては、通知カードの再交付や氏名、住所等に変更が生じた際の通知カードの記載の変更は行われませんが、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として利用できます。また、マイナンバーカードの申請は引き続き可能でございます。

続きまして、条例改正について御説明を申し上げますので、議案説明資料の114ページをお開きください。

114ページ、通知カードは再交付の手續が廃止されたことから、別表第1、住民基本台帳の部、「個人番号の通知カードの再交付1件につき500円」という文言を削るものでございます。

最後に、議案件名簿の24ページにお戻りいただき、附則でございますが、施行日は公布の日とするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第76号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第77号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（鈴木美鈴君） 議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の25ページをお願いいたします。

25ページは、議案のかがみでございます。

下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例を、次ページの26ページのとおり制定させていただくものでございます。

提案理由は、本郷公民館を廃止するためでございます。

条例改正案の内容でございますが、お手数ですが説明資料により御説明いたしますので、115ページをお願いします。

新旧対照表となっております。左が改正前、右が改正後で、アンダーラインが引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第2条の公民館の名称及び位置の表から本郷公民館の項を削り、使用料の、これは116ページになりますが、別表から本郷公民館の部を削るものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の26ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

公民館の統廃合につきましては、平成19年度の集中改革プランにより、中央公民館1館を残し、他の公民館は全て廃止または譲渡という方針が示され、順次統廃合を進めた結果、現時点で中央公民館を含めた5館となっています。そのうち、白浜公民館については既に廃止及びその後の活用方針が定まっております。

今回は、残る本郷公民館、朝日公民館、稲生沢公民館のうち、本郷公民館について、地元区との協議が整い、公民館の廃止及び廃止後の活用方針が定まりましたので、今定例会に下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを提出させていただくものでございます。

本郷公民館についてですが、令和3年4月1日に公民館を廃止し、当課が建物を解体した後、跡地に西本郷区が市の地区集会所建築補助金を活用し、10人程度が集まれる集会施設を建設する予定となっております。集会施設の土地については市有地であるため、西本郷区と賃貸契約をし、残りの跡地の利用については、公有財産有効活用委員会で審議してまいります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この本郷公民館は、基本的に本郷区の人のみが使う施設なのかと。公民館とはそもそも何だと。その点について、当局がどうお考えになっているのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

この期間、西本郷の本郷公民館は、公民館としてどのような役割を果たしてきたと認識をされているのかと。そして、それに代わる、これを廃止するわけですから、私の知る限りでは、2階が大変広いスペースになっていますので、講演会をやったり、いろんな取組が、老人会の人たちが活用したり、講演会があったり、あるいは市でも健診の会場として利用すると、こういう利用があったかと思うわけです。平成19年に集中改革プランで廃止することになったと。この方針そのものが現状の中では見直しをする必要があるんじゃないかと、私

はこう思うわけです。しかし、地元の了解が得られてこういうことになったということで報告をいただいているわけですが、経過はどういう形になって、解体をするということですが、どのぐらいの費用の解体費用をかけて、そして新たな施設はどのぐらいの補助金を交付しようとしているのか、全体の流れが分かるような御説明をいただきたいという具合に思います。

そして、そういう意味では、地元の人だけの集会場という、こういう規定で果たして代替えができるのかと。西本郷の使っていた人たちは中央公民館へ行けば、公民館法に基づいた活動ができるのかと。

さらに、これを廃止することによって、管理運営費を削減するための答弁として、この政策を進めてきているという具合に思います。しからば、こういう状態にして幾らの経費を削減しようという具合に考えているのかという点についてお尋ねをしたいと。まさに市民サービスを切り捨てる1つの大きな課題だと思いますので、それはやはりきっちり当局としてもチェックをして、こういう方向でいいのかと、その削減効果はどこにどんだけあるのかと、こういう説明をしていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 公民館はそもそもどのような役割を果たしてきたかということなんですけれども、公民館というのは社会教育法の20条で、住民のために実際的な生活に即する教育、学術、文化に関する各種事業を行う教育機関だと認識しております。

特に公民館というのは、戦後の荒廃した混乱期の中で、新しい日本を築き上げるためにそういう実際的な教育とか、民主教育を行う拠点となってきたものだと思います。実際的には今行われているのは、市の健診とか、先ほど議員が言っていただいたように、社会教育団体の活動とか、講座とか、区の集会とか、老人会とか、祭典とか、そのようなことを行っております。

本郷公民館もそのように役割を果たしてきたわけなんですけれども、公民館ですから、本郷区のみが使うものではないと思います。集中改革プランによって、財政が厳しい中で、下田市は中央公民館1館のみにするということで、今回、中央公民館、図書館、スポーツセンター、文化会館、これを一体的に連携して、教育としてやっていこうと思っております。ただし、地区の集会施設についても様々な会合とか、老人会とか、いろいろやっておられます。厳しい財政の中で、生涯学習の今、概念というのも、社会状況によって変わってきているものですね。ただの個人の趣味のだけじゃなくて、個人の心の充足だけじゃなくて、例えば

防災とか、健康とか、地域の課題とか、いろんな様々な面が、もう本当に生きること自体が生涯学習という時代になっている中で、やはり公民館としては今のように1館となるということやってきておりますけれども、地域の集会施設やほかの施設も有効につなげることによって、豊かな生涯学習を築くような方向性についてもこれからは考えていかなければならないし、その機会として、この1館化を有効な考え方の転換とすることも、議員のほうもひとつ考えていただきたいなと思っております。

どのくらいの経費がかかるかということなんですけれども、本郷公民館につきましては、ちょっとアスベストが少し、飛散するものじゃなくて、入っている部分もあるので、大体三、四千万円くらいはかかります。

地区の補助金が幾らかということなんですけれども、今、申請中で、ちょっとそこら辺は分かりかねます。

最後の質問の、どれだけの経費を削られるのかというような御質問でございますが、大体、稲生沢公民館で150万円、朝日公民館でも大体そのぐらいで、本郷、中、稲生沢、朝日、白浜公民館の5館を合わせると、全部平均すると、大体700万円ぐらい年間かかっておりますので、そのくらいの経費が浮くというか、なります。初めは12館あったんですよね、白浜公民館、落合、椎原、北湯ヶ野、須原、八木山と。これらの11館含めると、年間で言うと大体1,000万円辺り経費が節減できます。ただ、これは光熱水費とか維持管理のお金なので、だんだん老朽化をしてくると、その面の修繕料もかかるので、これ以上、かなりの金額が必要となります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 今まで含めたものを含めて700万円から1,000万円だと、削減額は。西本郷地区について言えば幾らという御返事はいただきませんでしたけれども、恐らくそんなべらぼうなお金ではないという具合に思うわけです。どうしてコミュニティーを守るといふ、この公民館法に基づいた精神を、市として尊重できないのかと、こんな思いがします。

それで、公民館活動の内容が生涯学習の方向に変えていかなきゃなんないんだと、こういう御意見かと思うわけなんですけれども、そうであれば、公民館の中でどうして生涯学習ということができないのかと。生涯学習というのは、他の市民文化会館だとか、スポーツセンターだとか、そこでやればいいんだという結論が教育委員会として、教育長、どうして出てくるのかと。生涯学習こそ、各地区地区で実施をすべき内容を持っているものではないかと私は

思うんですけれども、教育長としてどういう見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 教育委員会としては、あくまでも教育という観点に基づいて、この公民館法にもうたわれている学習の機会をする場所が公民館であるという基本理念に基づきまして、今まで統廃合についても必要、必要でない、全く必要でないという結論は出ておられないわけですが、先ほどの行財政改革プラン等により、少しでも縮小していこうというような考えの中で、今まで私たちは進んできました。今後どのような形で生涯学習を進めていくかということで、やはり教育委員会としては、学習をしていただく場、あるいは学習を推進する場ということで1館に集中して、その中でそれぞれ、また学習の機会を再構築していくというようなことを今考えております。

あと、各地区にも集会場がたくさんあるわけですが、その集会場も含めて、学習の場というお願いの中で、各地区でそれぞれの地区の文化等を推進していくということも当然今後、考えていかなければならないことだと認識しております。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 要望して終わりたいと思いますけれども、公民館を廃止して地区集会場を造るんだと、ここにやはり地域の住民の方々が公民館を廃止してほしくないという意思が明確に私は表れていると思うんです。要らないものなら何で地区集会場をまた造ってくれという意見が出てくるのかと。コミュニティーの全体の公民館活動の拠点であると同時に、地区のコミュニティーの拠点でもあると思うわけです。お祭りの準備や等々をここの施設でやってきたというようなことも言っているわけですから、そういう地域の風習や人とのつながりを断ち切ってもらっては困るので、集会場ぐらいせめて造ってくださいよと、造りますよと、こういう形になっているのが実態だと思うんですよね。

やはりそういうまちの実態を見ずして、一方的に機構改革、あるいは廃止をすればいいんだと、こういう論理というのは、ぜひともこの機会に考え直していただきたいと、このように要望して終わりたいと思います。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 議長、番外。

○議長（小泉孝敬君） 要望ですから。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 訂正があるんですけれども。

○議長（小泉孝敬君） どうぞ、生涯学習課長。

- 生涯学習課長（鈴木美鈴君） 先ほど、私、公民館法と言ったんですけれども、社会教育法の第20条です。間違いです。

本郷公民館の経費ですけれども、これは令和元年度が約131万5,710円。ずっと見ていくと、平成30年度が124万2,872円となっております。なので、そのような形になっております。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第77号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第78号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（白井達哉君） それでは、議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の27ページをお願いいたします。

下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、電気事業法及びガス事業法の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

改正条文は、議案件名簿の28ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の117ページを御覧ください。

電気事業法の改正により号にずれが生じたため、第4条第1項第3号中「第10号」を「第17号」に改めるものでございます。

同様に、ガス事業法の改正により項にずれが生じたため、第4条第1項第5号中「第11項」を「第12項」に改めるものでございます。

議案件名簿の28ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ですが、議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の

制定についての説明でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 法律の改正に伴う条文整備ということで、内容的には何ら変更がないと、こう理解していいかと思うんですが、併せてお尋ねしたいのは、現実の問題として、占用料のこの条項による減免というのはどのくらいあるのかということが分かったらお教えいただきたいと思います。

- 議長（小泉孝敬君） 建設課長。

- 建設課長（白井達哉君） すみません、この減免規定全体でということですか。すみません、ちょっと今、手元に資料が全くございませんので。

- 13番（沢登英信君） 後ほどで結構です。

- 建設課長（白井達哉君） 後ほどでよろしいですか、すみません。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第78号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

教育長。

- 教育長（佐々木文夫君） すみません、先ほど沢登議員の質問のときに、公民館法ということで私、答弁してしまいましたが、すみません、ここで訂正をさせていただきまして、社会教育法ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。どうも貴重な時間、申し訳なかったです。ありがとうございます。

- 議長（小泉孝敬君） 沢登議員、よろしいですね。

- 13番（沢登英信君） はい。

議第79号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（白井達哉君） それでは、議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿、29ページをお願いいたします。

下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、河川法の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

改正条文は、議案件名簿30ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の118ページを御覧ください。

河川法の改正により法第23条の次に新たな条が追加されましたが、追加された条文は占用等の許可が必要な行為を定めるものではないため、第2条中「法第23条から第25条まで」を「法第23条、第24条及び第25条」に改めるものでございます。

議案件名簿の30ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、雑駁ですが、議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） よく理解ができないものですから、お教えいただきたいと思いますが、流水占用料等を徴収、別表のようにできるということで、具体的にそうしますと下田市準用河川といいますと、稲生沢川、あるいは大賀茂川、具体的にどこの河川になるのかと、そして具体的にこの占用料を徴収している具体例とはどういうところなのかをお尋ねをしたいと思います。

河川については、実は加増野の太陽光発電の雅が汚水を流したということで、内水面と、それから漁業関係者に補償をしているんはないかと思うんですけども、こういう河川の汚濁させたというような事件については、県や市はどのように関わるのかと、全く関係ないのかという点を併せて、分かりましたらお教えいただきたいと思います。

- 議長（小泉孝敬君） 建設課長。

- 建設課長（白井達哉君） すみません、まず準用河川と申しますのは、河川法を準用する河川なので、市が管理する、そうですね、準用河川、すみません、全部の河川名が頭に入っているわけではないんですけれども、平滑川は2級河川なので、県が管理するのは河川法に基づく管理をされている2級河川でございます。それより上流であったり、違う河川である、下田市が管理する、例えば吉佐美で言えば大浜川、市営グラウンドの横へ流れてくるあの川とか、2級河川、稲生沢川とか、そういうものに比べたら小規模なものになります。

占用料、いろいろあるんですけれども、一番多いのは上部に橋を架けて通行路として使う、そういうことに対する占用料が多いのではないかなと思います。

河川の濁水等の関係につきましては、この占用料等徴収条例とはまた別に、法律の中で故意に河川に汚物を流したりとか、そういうことに対して指導というのはございますので、当然、故意ではないにしろ、あまりにひどい濁水のときには、事業者に対して指導をすることもあります。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） よろしいですね。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第79号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第80号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（白井達哉君） それでは、議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の31ページをお願いいたします。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、丸山市営住宅の一部を廃止するほか、土地区画整理法等の改正に伴い、条文の整備を行うためでございます。

改正条文は議案件名簿32ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の119ページ、120ページを御覧ください。

土地区画整理法の改正により項にずれが生じたため、第5条第4号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改めるものでございます。

また、法律名が改正されたため、第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めるものでございます。

また、別表第1中、丸山市営住宅の戸数を35戸から34戸に改めるものです。これは、昨年、強風により被災し倒壊した市営丸山住宅1戸を管理戸数から除外するものでございます。

議案件名簿32ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、雑駁ですが、議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第80号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。55分まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

ここで沢登議員より発言を求められていますので許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 先ほどの議第77号 下田市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についての質問の中で、公民館法というような発言をしましたが、この点は間違いでございますので訂正をしたいと思います。社会教育法に基づきます公民館の設置及び運営に関する基準と、こういう基準がございます。公民館は何で設置して、どういう具合に運営し

たらしいんだと、この基準のことを間違っ公民館法と、こういう具合に発言しました。これは間違いでございますので、公民館の設置及び運営に関する基準を言っているという具合に訂正させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

- 生涯学習課長（鈴木美鈴君） 訂正をお願いします。
- 議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（鈴木美鈴君） すみません、私、社会教育法第20条とちゃんと言ったにもかかわらず、公民館法と言ってしまったというふうな訂正をいたしました、これについては訂正いたします。
- 議長（小泉孝敬君） それでは審議を続けます。

議第81号～議第85号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（日吉由起美君） 議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）から、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）まで一括して御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と、補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、9月補正後の事情の変化により必要となった義務的経費、国県補助事業の変更や追加及び事業執行済み等により、不用額が見込まれるもの等に限ったものとする定め、補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による市税及び消費税交付金の減、新庁舎建設事業の延期に伴う基金積立金・繰入金の減を計上し、歳出では、

庁舎建設事業費を減額し、また津波避難施設の建設、生活保護費の増額など早急に対応すべき予算を計上いたしました。

その他、事業費の確定に伴う国県支出金や基金繰入金の精算、人件費の調整などを行ったものです。

補正予算書の１ページをお開きください。

令和２年度下田市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによるもので、第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14億5,009万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億2,627万7,000円とするものでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の２ページから７ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第２条、債務負担行為の補正でございますが、第１項、債務負担行為の追加は「第２表 債務負担行為補正 １追加」による。第２項、債務負担行為の変更は「第２表 債務負担行為補正 ２変更」によるというもので、補正予算書の８ページ、９ページをお開きください。

追加８件のうち、12月補正に金額を計上したものは、３件目、津波避難施設整備工事（敷根避難路）と、最下段、農林水産業災害対策資金利子補給補助金でございまして、残りの６件は、令和３年度当初予算に計上予定の各種委託料及び指定管理料で、４月からの円滑な執行等を目指すため、ゼロ債務を計上いたしました。

１件目は、コミュニティバス運行業務委託料で、期間は令和２年度から令和３年度まで、限度額は、事業予定額825万円の範囲内でコミュニティバスの運行業務を委託する旨の契約を令和２年度において締結し、令和３年度において支払うもの。

２件目、浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和２年度から令和３年度まで、限度額は、事業予定額853万1,000円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和２年度において締結し、令和３年度において支払うもので、昨年度同様、33施設に対する浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引抜清掃業務を一本の限度額予算とし、債務を追加するもの。

３件目、津波避難施設整備工事（敷根避難路）で、期間は令和２年度から令和３年度まで、限度額は、事業予定額6,500万円の範囲内で津波避難施設整備工事に係る契約を令和２年度において締結し、令和２年度予算計上額2,590万円を超える金額3,910万円については令和３

年度において支払うもの。

4 件目は、敷根公園指定管理料で、期間は令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額は、事業予定額 4 億 4,694 万 9,000 円の範囲内で敷根公園の指定管理業務を委託する旨の契約を令和 2 年度において締結し、令和 3 年度以降において支払うもの。

5 件目は、下田認定こども園通園バス運行管理業務委託料で、期間は令和 2 年度から令和 5 年度まで、限度額は、事業予定額 2,100 万円の範囲内で下田認定こども園通園バスの運行管理業務を委託する旨の契約を令和 2 年度において締結し、令和 3 年度以降において支払うもの。

6 件目は、下田市民スポーツセンター指定管理料で、期間は令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額は、事業予定額 1 億 1,088 万 3,000 円の範囲内で下田市民スポーツセンターの指定管理業務を委託する旨の契約を令和 2 年度において締結し、令和 3 年度以降において支払うもの。

7 件目は、下田市民文化会館指定管理料で、期間は令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額は、事業予定額 4 億 2,910 万 2,000 円の範囲内で下田市民文化会館の指定管理業務を委託する旨の契約を令和 2 年度において締結し、令和 3 年度以降において支払うもの。

8 件目は、農林水産業災害対策資金利子補給補助金で、期間は令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額は、融資残高に対する下田市農林水産業災害対策資金利子補給要綱に定められた利子補給率により算出した額以内でございます。

9 ページをお開きください。

債務負担行為の変更は 2 件で、1 件目は新庁舎建設工事で、本年度の事業執行を延期したことにより、債務負担行為を削除するもの。

2 件目は、第 2 分団第 4 部仮設詰所コンテナハウスリース料で、期間に変更はなく、入札の結果、事業予定額を 130 万円から 88 万円に変更し、令和 2 年度予算計上額を 62 万円から 29 万 4,000 円に減額し、超える金額を 68 万円から 58 万 6,000 円に減額し、令和 3 年度において支払うものでございます。

1 ページにお戻りいただき、第 3 条、地方債の補正でございますが、第 1 項、地方債の追加は「第 3 表 地方債補正 1 追加」による。第 2 項、地方債の変更は「第 3 表 地方債補正 2 変更」によるというもので、補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

地方債の追加は、3 件でございます。

1 件目、起債の目的、津波避難施設（敷根避難路）整備事業、限度額は 910 万円。台風

より崩壊した敷根避難路を整備するもので、緊急防災・減災事業債を発行するもの。

2 件目、稲生沢小学校空調設備改修事業、限度額410万円につきましては、稲生沢小学校空調設備を改修するもので、学校教育施設等整備事業債を発行するもの。

3 件目、ワーケーション拠点施設整備事業、限度額8,410万円のうち7,920万円は、11ページにて旧樋村医院耐震補強事業及び解体事業として既に計上しております事業を一本化し、ワーケーション拠点施設整備事業とするものでございます。加えて、今回補正する工事費1,080万円に対し、490万円を追加で計上するもので、合わせて8,410万円とし、一般補助施設等整備事業債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、地方債の変更は3件でございます。

1 件目、起債の目的、新庁舎建設事業につきましては、本年度の事業執行を延期したことにより、限度額13億950万円をゼロ円に変更するもの。

旧樋村医院耐震補強事業5,400万円及び解体事業2,520万円は、いずれも今回の補正により起債の名称を一本化し、ワーケーション拠点施設整備事業とするため、ゼロ円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、統合政策課関係、16款2項1目5節県費・ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金5万円の追加は、本年度実施するお父さんと一緒の子育て環境づくり事業に対する補助金を受け入れるもの。19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金1億7,000万円の減額は、庁舎建設基金に積み立てる予定のふるさと応援基金繰入金の減でございます。

総務課関係、6款1項1目1節地方消費税交付金3,500万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みを鑑み、減額するもの。16款2項7目1節県費・県営事業軽減交付金677万円の増は、金額の決定によるもの。19款2項1目1節財政調整基金繰入金は660万円の減額とするものです。当初予算におきまして、基金から1億660万円を取り崩し、庁舎建設基金に積み立てることとしておりましたが、庁舎建設を延期したことにより、基金から繰入れをしないことといたしました。しかしながら、今回の補正予算編成に当たり、市税及び消費税交付金の大幅な減額による財源不足を解消するため、その補填財源として1億円を取り崩すことにしたため、補正額を差引き660万円の減とするものです。22款1項1

目 1 節総務債から同 8 目 1 節商工債までの地方債の増減は、先ほど予算書 8 ページ、9 ページにて御説明申し上げました追加 3 件及び変更 3 件に係るものでございます。

税務課関係、補正額の合計中、1 款市税の補正額は合計で3,189万5,000円の減額で、このうち増額となりました 1 項 1 目市民税個人現年課税分、3 項 2 目軽自動車税種別割現年課税分及び 4 項 1 目市たばこ税滞納繰越分は、いずれも調定額の増によるもので、また、減額となりました 1 項 2 目市民税法人現年課税分及び 5 項 1 目入湯税現年課税分は、新型コロナウイルス感染症の影響により減となるものです。16款 3 項 1 目 1 節県費・徴税費委託金29万円の減額は、金額の確定によるものです。

防災安全課関係、16款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金1,875万8,000円の増額のうち149万2,000円の増額は、災害用避難施設等整備事業補助金等の財源として、また投資的事業分1,726万6,000円の追加は、敷根避難路整備工事の財源として同交付金を受け入れるもの。

6 ページ、7 ページをお開きください。

福祉事務所関係、15款 1 項 1 目 1 節国庫・社会福祉費負担金40万円の増額は、補装具費の増、同 5 節国庫・生活保護費等負担金2,207万5,000円の増額は、生活保護扶助費等の増、同 2 項 2 目 1 節国庫・社会福祉費補助金72万5,000円の増額は、地域生活支援事業費の増に対応するもので、障害者自立支援給付支払等システム事業は、制度改正に伴うシステム改修費に対するもの。同 2 節国庫・児童福祉費補助金27万8,000円の増額は、児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備に伴うもの。同 3 節国庫・生活保護費補助金239万8,000円の増額は、生活保護者に対する健康管理支援事業に対するもの。16款 1 項 1 目 1 節県費・社会福祉費負担金20万円の増額は、補装具費の増、同 2 項 2 目 1 節県費・社会福祉費補助金22万5,000円の増額は、地域生活支援事業費の増に対応するもの。同 3 項 2 目 3 節県費・社会福祉費委託金 5 万8,000円の追加は、特別弔慰金事務に対する委託費。21款 3 項 1 目 1 節災害復興資金貸付金元利収入62万1,000円の増額は、平成29年度の豪雨被災者に対する災害復興資金貸付金の返済によるものです。

8 ページ、9 ページをお開きください。

市民保健課関係、15款 1 項 1 目 6 節国庫・保険基盤安定負担金104万2,000円の減額は国民健康保険基盤安定負担金、同 2 項 3 目 1 節国庫・保健衛生費補助金109万7,000円の増額は、風疹抗体検査の増によるもの。16款 1 項 1 目 5 節県費・保険基盤安定負担金344万7,000円の減額は、国民健康保険及び後期高齢者医療分の保険基盤安定負担金でございます。

環境対策課関係、17款2項2目4節その他物品売払代10万円の増額は、エコバッグ売払代でございます。

産業振興課関係、15款2項1目7節国庫・地方創生拠点整備交付金540万円の追加は、旧樋村医院耐震改修工事に対する交付金。

建設課関係、13款1項1目1節住宅費分担金355万円の増額は、急傾斜地崩壊対策事業費の増によるもの。15款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金443万7,000円の減額は、内示額の減によるもの。16款1項2目8節県費・沿道整備土地地区画整理事業公共施設管理者負担金2,115万9,000円の追加は、都市計画街路下田港横枕線の沿道整備土地地区画整理事業に係る県からの負担金。

10ページ、11ページをお開きください。

学校教育課関係、13款2項1目2節児童福祉費負担金381万4,000円の増額は、公立、民間、認定こども園の各保育所の利用者負担金の増。15款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金422万3,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金で、児童数の増及び補助率の変更に伴うもの。同2項6目1節国庫・小学校費補助金8万9,000円の減額及び同2節国庫・中学校費補助金3万2,000円の減額は、補助金額の確定によるもの。16款1項1目3節県費・児童福祉費負担金63万4,000円の増額は、児童数の増及び補助率の変更に伴うもの。16款2項2目3節県費・児童福祉費補助金111万2,000円の増額は、児童数の増によるもの。19款2項1目13節学校施設整備基金繰入金100万円の減額は、充当事業費の減によるもの。21款5項5目19節雑入99万円の増額は、下田中学校の工事に伴い、水道・下水道料を建設業者から受け入れるもの。

生涯学習課、18款1項7目1節教育費寄附金50万円の増額は、遺言により下田市に御寄附を頂くものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございます。

統合政策課関係、2款1項1目0100総務関係人件費78万8,000円の増額のうち、特別職人件費153万円の減額につきましては、副市長の空席の期間分の減額及び会計年度任用職員234万2,000円は不足額。同2目0110人事管理事務9万8,000円の増額、同5目0170秘書総務事務15万5,000円の増額、同0171顕彰事業5万8,000円の増額は、消耗品費等の不足額。同0176市制50周年記念事業35万円の追加は、令和3年1月1日に市制施行50周年となるため、西館正面に看板を設置するもの。同8目0240地域振興事業10万円の増額は、お父さんと一緒の子育

て環境づくり事業を行うため、講師謝礼、消耗品費。同16目0225新庁舎等建設推進事業12億9,896万4,000円の減額は、新庁舎の建設について、本年度の事業執行を延期したため、建設工事費及び水道加入金を減額するもの。同19目0390庁舎建設基金積立金2億7,660万円の減額は、基金への積立てを取りやめるもの。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務34万円の増額は、複写機使用料。同6目0210財産管理事務22万円の増額は、旧稲梓診療所用地の不動産鑑定委託料。同7目0142庁舎管理事業30万円の増額は、修繕料。同10目0143行政改革推進事業6万円の増額は、第7次行政改革大綱策定に当たり、経営戦略アドバイザーに意見を聴取するもの。同9項1目0910電算処理総務事業2万3,000円の増額は、職員人件費。12款1項1目予備費2,037万2,000円の増額は、歳入歳出調整額。

出納室関係、2款1項12目0320会計管理事務7万8,000円の増額は、時間外勤務手当。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務165万2,000円の減額は、職員人件費。同2目0470市民税課税事務93万2,000円の増額は、会計年度任用職員人件費、消耗品費及び原動機付自転車課税標識の図案を作成するもの。

14ページ、15ページをお開きください。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務25万5,000円の増額は、職員人件費、光熱水費。同0861防災組織育成事業22万8,000円の増額は、西本郷区自主防災会に防災倉庫設置費の補助をするもの。同0864防災施設等整備事業2,590万円の増額は、台風で被災した敷根避難路を再整備するもの。8款1項2目5810消防団活動推進事業151万9,000円の増額は、消防団員の制服購入ほか仮詰所等の光熱水費不足額。同3目5860消防施設等整備事業19万円の増額は、詰所のシャッター等の修繕料。同5867第2分団第4部詰所建設事業30万4,000円の減額は、補正内容等記載のとおりでございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務88万2,000円の減額は、職員人件費。同2目1052在宅身体障害者（児）援護事業80万円の増額は、補装具費の増。同1053地域生活支援等事業90万円の増額は、日常生活用具費の増。同5目1120障害福祉サービス事業55万円の増額は、制度改正等によるシステム改修費。同2項1目1202在宅老人援護事業2万7,000円の増額は、短期保護事業。同4項1目1751生活保護費支給事業2,943万4,000円の増額は、医療及び介護扶助費の増によるもの。同5項2目1830災害復興資金貸付け基金62万1,000円の増額は、平成29年度の豪雨被災者に対する災害復興資金貸付金返済金を基金に積み立てるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務39万円の増額及び3款6項1目1850国民年金事務3万円の増額は、時間外勤務手当。同7項1目1901国民健康保険会計繰出金154万9,000円の減額、同1902保険基盤安定繰出金544万円の減額、同8項1目1950介護保険会計繰出金1,837万7,000円の減額、同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金199万1,000円の増額は、各特別会計繰出金の増減。4款1項1目2000保健衛生総務事務30万円の増額は、職員人件費、時間外勤務手当等記載のとおり。同2目2020予防接種事業255万6,000円の増額は、会計年度任用職員人件費の増及び風疹抗体検査に係るもの。同5目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務88万2,000円の減額は、負担額の確定によるもの。同2項1目2152健康づくり事業20万円の増額は、感染症対策の消耗品でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務99万5,000円の減額は、職員人件費及び時間外勤務手当。同3目2280ごみ収集事務203万2,000円の増額は、補正内容等記載のとおり。同4目2300焼却場管理事務40万円の増額は、消耗品費。同5目2380環境対策事務100万円の増額は、プラスチックごみ減量対策として、市のエコバッグを作成するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務5万9,000円の減額及び同2目3050農業総務事務7万7,000円の増額は、職員人件費。同3目3100農業振興事業5,000円の増額は、農林水産業災害対策資金利子補給補助金。同4目3200農用施設維持管理事業105万円の増額は、修繕料。同2項1目3353有害鳥獣対策事業180万円の増額は、有害獣の買上金及び電気柵等の設置費用補助金の増。同2目3400市営分収林事業93万1,000円の増額は、事業費の増。同4項1目3700水産振興事業10万2,000円の増額は、農林水産業災害対策資金利子補給補助金。6款1項1目4000商工総務事務59万7,000円の減額は、職員人件費ほか。同4050商工業振興事業211万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業が中止となったため、減額するもの。同4052企業誘致推進事業1,080万円の増額は、旧樋村医院耐震改修工事の追加として外構等の整備を行うもの。同4目4130勤労者対策事業6,000円の増額は、勤労者教育資金利子補給補助金。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務18万円の増額は、職員人件費。同2目4253世界一の海づくり事業9万6,000円の増額は、海水浴場対策審議会委員報酬等。同3目4350観光施設管理総務事務828万8,000円の増額、同4353多々戸温水シャワー施設管理運営事業54万5,000円の増額、同4356旧澤村邸管理事業158万1,000円の増額、同4目4380外

ケ岡交流館管理運営事業45万7,000円の増額は、いずれも観光施設等の修繕料が主なものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務6万5,000円の減額及び同5項1目5150都市計画総務事務10万2,000円の増額は、職員人件費。同3目5205沿道街路事業推進事務1,114万1,000円の追加は、建物移転補償。同4目5250都市公園維持管理事業102万7,000円の増額は、都市公園の修繕料及び下田公園給水設備修繕負担金。同7項1目5600市営住宅維持管理事業543万8,000円の減額は、計画策定業務委託は入札差金、市営住宅改修工事は内示額の減による工事費の減。同3目5630急傾斜地対策事業200万円の増額は、事業費の変更による負担金の増でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業88万8,000円の減額は、職員人件費。同4目1600民間保育所事業2,176万6,000円の増額は、入所児童数の増による補助金の増。同5目1670認定こども園管理運営事業10万円の増額は、光熱水費。9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務87万5,000円の減額は、教育長及び職員人件費の減のほか、委託料の減は契約に伴う不用額。同2項1目6050小学校管理事業614万2,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおりでございますが、稲生沢小学校空調設備改修工事は職員室及び校長室の空調設備の故障によるもの。同2目6090小学校教育振興事業4万7,000円の増額は、卒業記念品等の不足額。同3項1目6150中学校管理事業160万6,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり。同3目6196中学校再編整備事業100万円の減額は、下田中学校仮設校舎整備工事の不用額。同4項1目6250幼稚園管理事業3万7,000円の増額は、下水道料でございます。

生涯学習課関係、9款5項6目6600図書館管理運営事業46万3,000円の増額及び同6目6602図書館OA化推進事業3万7,000円の増額は、遺言執行者より頂く寄附金により図書を購入するもの。同8項1目6900下田市民文化会館管理運営事業300万円の増額は、大ホールのつり天井改修の基本計画を作成するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

補正予算書の55ページをお開きください。

令和2年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところに

よるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ698万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,405万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の56ページから59ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目1節保険基盤安定繰入金544万円の減額は、保険税軽減分及び保険者支援分の令和2年度交付申請額による減。同2節事務費等繰入金14万1,000円の増額は、人件費分の増。同4節財政安定化事業繰入金169万円の減額は、財政安定化事業の令和2年度交付申請額の確定によるものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務14万1,000円の増額は、職員人件費等。9款1項1目予備費713万円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の75ページをお開きください。

令和2年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,665万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,956万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の76ページから79ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活

支援総合事業以外）・現年度分39万2,000円の減額は、地域支援事業職員人件費に係るもの。同5目1節国庫・介護保険事業補助金230万8,000円の増額は、介護保険システムの改修に対する補助金。5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分19万6,000円の減額及び8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分19万6,000円の減額は、地域支援事業職員人件費に係るもの。同4目1節職員給与費等繰入金2万7,000円の増額は、総務費の職員給与費等繰入金。同2節事務費等繰入金1,820万8,000円の減額は、介護保険システムの改修に対する事務費繰入金の減でございます。

28ページ、29ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務2万7,000円の増額は、職員人件費。同9201介護保険電算システム整備事業1,590万円の減額は、改修業務委託の確定による不用額。4款3項1目9349総合相談事業101万9,000円の減額は、職員人件費。7款1項3目9397介護保険償還金事務2,000円の増額は、国庫返還金。8款1項1目予備費23万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の95ページをお開きください。

令和2年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,225万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の96ページから99ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節事務費繰入金19万3,000円の増額は、事務費繰入金。同2目1節保険基盤安定繰入金179万8,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定によ

るものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務19万3,000円の増額は、時間外勤務手当。2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金179万8,000円の増額は、保険基盤安定負担金の確定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の113ページをお開きください。

令和2年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第1表 債務負担行為」によるということで、予算書の114ページをお開きください。

債務負担行為は1件で、事項は、浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は、事業予定額408万4,000円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和2年度において締結し、令和3年度において支払うもので、昨年度同様、浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引抜清掃業務を一本の限度額予算とし、債務を追加するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

以上で、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）から議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 議第81号から議第85号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対する質疑を許します。

12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） 補正予算の説明書のページ、27ページ、新庁舎等建設事業の推進事

業について質問をさせていただきたいと思います。

私は、この庁舎の、新庁舎の建設に当たりまして、過去を振り返りますと、平成29年12月の議会に位置条例が制定されました。このとき賛成討論をしたものであります。さらには、30年3月、基本設計と実施設計の予算が計上され、これまた賛成討論をしたものです。また同年11月に臨時議会が開かれまして、再構築のための予算が計上されましたが、これまた賛成討論をしたものであります。翌年の31年3月には、やはり建設事業の予算が提案されました。これまた賛成討論をし、なおかつ本年2月の3月議会に提案された予算についても賛成討論をしたものです。一貫して新庁舎の建設については、福井元市長の提案を是として、私は賛成討論をしてきたものであります。そういう意味では、今回の補正の大幅な減額について非常に責任を感じている一人であります。

先ほど総務課長の説明を整理してみますと、令和2年度の当初予算は、新庁舎を令和2年、3年度の2か年で、事業予定額29億2,000万円で建設することを前提として、本年、13億1,122万3,000円が計上され、承認されました。今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、今後の財政悪化並びに稲生沢川の洪水対策が不十分であることを理由に、一度立ち止まって事業を見直す方針に立って、先ほど説明いただきましたが、いわゆる当初予算のこの29億2,000万円のいわゆる債務負担行為をゼロにし、なおかつ本年の当初予算の建設工事費を主に12億9,896万4,000円を減額し、結果として1,225万9,000円とするものであります。

新庁舎の建設事業の今後の方針、本議会において、一連の議員の一般質問の市長はじめ当局の答弁内容を聞いていますと、今後の方針は、去る11月5日の全員協議会で表明された既定の計画地を基本に、安価、安全、早期整備という視点から再検討することとし、再検討に必要な経費については、令和3年度当初予算に計上したいという姿勢は全く変わっていないという印象を受けたものであります。そして、今回の補正予算に対して、議会がどう対応するか、多くの市民や、あるいは老朽化した現庁舎で仕事をしている全職員は大きな関心を持って見守っていると私は思います。

そこで私は、今後の対処方針について、具体的な提案をしながら、今回の補正予算についての質問を提言する意味合いで出したいと思います。

今回の補正額、当初予算の13億1,122万3,000円を12億9,896万4,000円を減額し、1,225万9,000円とすることはやむを得ないと私は基本的に思っております。補正の結果、1,225万9,000円の予算内容の内訳の主なものは、新庁舎建設設計監理等業務委託費、これが1,179万

3,000円であります。その事業費の内訳を見ますと、現場管理業務、工事管理費が1,009万9,000円上げています。そして実施設計として169万4,000円を上げております。私はとりわけ現場管理業務の工事管理費1,009万9,000円は、今回の補正予算が建設事業を延期するための減額であり、本来ならばこの工事管理の予算は不用であり、減額することが本来であります。減額できない理由があるわけです。つまりは平成29年度、新庁舎建設設計工事管理業務の債務負担行為を平成30年から令和3年までの4年間起こし、そして平成30年3月29日、安井ほか共同企業体と総額1億3,964万4,000円で4年契約を締結しております。既に平成30年度、令和1年度に2か年で1億1,311万2,000円をこれは支払い済みであります。そして令和2年度、令和3年度の2か年、工事管理費2,484万円、そして実施設計が169万2,360円で、計2,653万2,360円となっているわけであります。

したがって、今回の減額予算が承認されれば、安井ほか共同企業体と契約変更を協議をしなければならぬ状況になるわけです。当局は今後の方針として再検討に必要な経費を令和3年度当初予算に計上したいとのことですが、工事管理費の予算額1,009万9,000円を充当、活用することを私は提案したいと思いますが、いかがでしょうか。新しい年を迎えて、契約内容の変更と併せ、補正予算を編成して一度立ち止まることから一歩進めて、コロナに立ち向かって建設に向けて動き出していく姿勢を今こそ示すことが、私は今、下田市、市長の姿勢として大事だと思います。

この予算、1,009万9,000円を活用するメリットを3点挙げたいと思います。

1つには、安井ほか共同企業体に平成30年度、令和元年度の2か年に1億1,311万2,000円という膨大な委託費を支払っております。そういう意味では、設計業務に関する豊富な知見を私はこの設計業者は持って、有しているんだと判断します。今後の方針に沿った協議、提案が期待できるし、今日までの設計業務に投じた金額が無駄となることなく、生かすことができる。私は確信しているわけです。

2つには、今回の減額補正に緊急防災・減災事業債適用対象外となる額、つまりは平成30年度分が6,360万円、そして平成31年度分が1億6,320万円、計2億2,680万円でございますが、これの繰上償還については、先日、担当課長はその回避に向けて調整、検討中との答弁がありました。建設に向けて前向きに取り組むことによって、私はこれはプラスに当たることだと思います。

3つ目には、緊急防災・減災事業債の、これが適用されれば、1点は、基本計画、基本設計及び実施設計に平成30年から31年の2か年間で、この事業債を8,240万円使っております。

したがって、これの7割を5,760万円になりますが、これが期待できると。あるいは用地取得費1億5,801万1,000円、これに対して事業債を1億4,440万円充てておりまして、これの7割が1億108万円であります。計で1億5,860万円になるわけです。これが今後、地方交付税として交付されることが期待されるわけです。

そういう意味合いで、ぜひ私は市長にもお願いしたいんですが、ここで立ち止まったことは、もう予算を減額することで、もうはっきりしているわけです。したがって、この新しい令和3年度になって、正月を迎えて、この1,000万円でもし足りなかったら、翌年のまだ債務負担行為していますから、そういうことを活用して、そして時間を十分取って、その3月や、あるいは今後に向けて対応していただきたいと思うわけです。もし本年度中、そういったことはできなくても、明許繰越の手段だとか、いろいろ様々な方法があると思います。したがって、これこそいわゆる今やるべきことは、ぜひ、もう既にこの業者とは契約を更改しなきゃならんわけです、正月。そのときに契約変更すると同時に、この1,000万円という金を使って、そして市長が言うところの今後の方向の貴重な予算にして対応すべきだと、私はこのことがいわゆる市民に納得のいく現段階の一番いい方法だと確信を持っているわけです。

この点について一応、当局の見解をまず聞いておきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 大川議員より様々な御提案をいただき、誠にありがとうございます。

まず、おっしゃっていただいた数字は間違っておりませんので、あえて割愛させていただきますが、1,000万円が現場管理費ということで、それに間違いはございません、約ですが。

御説明いたしました、私たちが方針をしましては、一旦立ち止まったということで、設計費につきましては、これまでにかった実施設計費も含まれております、大川議員がおっしゃったように。それと申しますと、それは開発行為と、各申請に係る手続等も含まれております。

それで、このような経過になった中で、一度この設計監理費につきましては、ちゃんとこちらでこれまでの経緯も踏まえて精査した中、新たな必要なものについて皆様に御理解をいただいた中で発注していきたいという考えでありますので、今現状、これを1,000万円を使ってどうしようということではなく、ちゃんと皆様に説明した上、3月の定例会で今回の補正の今年度の減額と、新たな新年度の追加を提示していきたいと考えております。

○議長（小泉孝敬君） 12番 大川敏雄君。

○ 12番（大川敏雄君） この点については、ぜひ私は考え抜いて、毎晩勉強しながら、このいわゆる選択が正しいと、こう思っているわけです。したがって、この現段階では市長、そして財政に明るい副市長、ひとつ私の提言に対してどういう見解をお持ちなのかお聞きしたい。

○ 議長（小泉孝敬君） 副市長。

○ 副市長（曽根英明君） 今、議員のほうから、統合政策課長からも御答弁申し上げたように、様々な御提案いただいたところです。

今回の補正では、建設工事費のほうを減額させていただいたところですが、全員協議会のときにもお話しさせていただいたように、今後見直しをして、それにかかる経費は当初予算で計上するということでございました。今、委託料の減額、管理費のほうの減額して、そちらのほうもということでしたけれども、こちらのほうについても、今、御答弁申し上げたように、これから検討させていただいて、精査をして、3月のときに減額と合わせて、新たにかかる費用、当初予算というところで計上するように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（小泉孝敬君） 市長。

○ 市長（松木正一郎君） 債務契約している、この委託の活用という御提案、私は大変得心したような気がいたします。しっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○ 議長（小泉孝敬君） 12番 大川敏雄君。3回目です。

○ 12番（大川敏雄君） 今回の提案は、私は総務文教委員会で委員会審査になります。したがって、構成する委員の皆さん方も私の考え方を率直に精査していただいて、そして今回の補正予算についてどう対処するかと、これは非常に私も先ほど冒頭お話ししたように、やはり一連の賛成をこの重要事業費で来ました。したがって、これを減額するには、やはりそういう新たな前向きな対応がぜひ必要だと、こういう信念の下で提案をさせていただきました。

ここで一応、要望を皆さんいる間にしておきたいと思います。委員会でもやります。要は今、基本が、市長が言っているように、今後の方針は既定の計画地を基本とすると。そして安全を考えると。これは安全と、その安価ということを含めて考えると、3つの条件言っているんですが。御承知のとおり、私もこの際、稲生沢中学校は御存じのとおり、令和4年4月に新中学に統合され、空き家になるわけです。そういう意味では、いわゆる今度買った1,500坪の土地と稲生沢中学校の4,000坪は連結しているわけですから、一体のものとして考

え、施設も当然それを活用すると、こういう視点の中から、市長が言うように、より安いいわゆる選択をしていくと、工事費に。この辺のことを検討するには、やっぱり専門業者の意見も聞きながら、市長の考え方をまとめる必要があると思います。そしてやっぱり市民は、より早くというのが、これが市民のおおむねの強い要望であります。そういうような点で、ぜひ私はこの委員会、付託を受けた場合、受けましてくれども、ぜひ、取りあえずは総務常任委員会の皆さん方と私の考え方を精査し、当局の考え方も1つ、もう一度、今日、全員で検討していただいて、関係者で。そして私の提案が全く駄目なのか、私はそう思っておりません、今答弁を聞いた範囲でも。その道がいいと、こういう信念を持っておりますので、ぜひひとつ、よく検討して委員会に臨んでいただきたいと思います。

これを要望して終わります。

- 議長（小泉孝敬君）　ここで午後1時まで休憩したいと思います。

午後　0時　0分休憩

午後　1時　0分再開

- 議長（小泉孝敬君）　休憩を閉じ会議を再開します。

午前中に引き続き、議第81号の質問を受けます。

ほかに質問のある方は。

10番　橋本智洋君。

- 10番（橋本智洋君）　ごめんなさい、2点ほどあります。

ちょっと再確認です。0864事業、29ページ、防災の防災施設等整備事業ということで、これ敷根避難路、以前、台風で多分、相当木々が倒れて、もう川のような状態になったようなところではないのかなと思うんですけども、場所的にはそこでよろしいんでしょうか。その再確認を、具体的な場所に関して、ちょっと教えていただきたいのが1点。

それと、先日、総務課長にお尋ねした72号から74号の間の件で、その後、確認しますということでしたが、これ、実際、債務負担行為で9億8,693万4,000円、これ3つ合わせて債務負担行為、今回上がっていますよね。やはりこれだけの金額があるということで。また、総務課長のほうが先日の答弁の中で、市の施設を活性化し、市民に多く利用していただくために振興公社と協力してこれからも取り組んでいくと。協力していくということは、やはりガラス張り、オープンにならなければ、経営をオープンにしていかなければ、私はいけないのではないかなと思います。その辺り、実際、理事会の議事録、評議員の議事録等が見れない

ということでは、これはいかがなものかなと思うわけですが、その辺り、総務課長、今後、確認しますということでしたが、いかがなものでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 議員から質問のあった敷根避難路ですが、これは昨年の9月8日から9日におけます台風15号による被災した敷根避難路です。現在、台風については令和元年房総半島台風というふうに名前がつけられていますけれども、そのときの状況をちょっと説明させていただきたいと思いますけれども。降雨量が累計で264.5ミリ、1時間最大64ミリ、それから最大瞬間風速が、石廊崎で39メートル、稲取で48メートルほどの瞬間風速を観測しています。下田市の各地で倒木がありまして、約5,700軒の停電があった状況です。その敷根避難路につきましては、下田幼稚園から敷根までつながっているところで、下田幼稚園のところについてはほぼ被害を受けていませんでしたが、北東の風ですかね、その影響によりまして、約350本の木が倒れました。ほとんどが根が小さくて薄いスギ、ヒノキでしたけれども、稜線では直径1メートル以上もあるクスノキも倒れまして、すごい風が吹いたというふうに予測されています。その再整備の工事ということです。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 先日の基本仮協定書の中に書かれています情報公開の条文についてのお尋ねだと思います。その条例の中に、前項の情報、公社の情報公開規定を定めるに当たっては、受託者は委託者、つまり公社は市と協議するものというふうに書かれています。また、変更する場合においても同様とするというふうに記載されておりますので、今後、変更するに当たって、公社と市と協議して、市の情報公開の条例等を参考に、公社の規定を変えるということはあるというふうに思っています。ですが、今の時点では公社の規定に沿っていると思いますので、その辺のどこまで出せるかどうかというところは、公社の情報公開の規定に従って、出すものは出すということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） ありがとうございます。防災課長、ありがとうございます。やはり私が思っていたところで間違いなかったなということで、そこは確認できました。ありがとうございます。

総務課長のほう、すみません、公益財団法人下田市振興公社情報公開規定というのがござ

いまして、この中で、今現状は恐らくこの評議員会議録、それから理事会会議録、会計帳簿に関しては評議員しか閲覧ができない、閲覧対象者がその評議員のみとなっております。謄写はこれは可となっておりますが、今は現状は無理かもしれないですけども、今後やはり5か年のやはり指定管理契約を結ぶに当たって、その辺り、やはり公に情報になることがやっぱりベストだと思います。人件費云々、人事異動云々ということも、やはりそういうお話もありますが、やはり理事会、それから評議員の評議員会ですか、こちらのほうの議事録が見れないということでは非常にブラックボックス的なことで、見えない中で会合されるというのは非常にどんなものなのかなと。約10億円近いお金が指定管理料として支払われるわけですから、やはりその辺、協力していただける、やっていくということですから、今後に関してはしっかり検討していただいて、条例改正、この規定改正を強く要望いたします。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 要望でよろしいですね。

○10番（橋本智洋君） はい。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 予算書の27ページの0225、0390について、減額のことについてお尋ねしたいと思います。

先日、私、一般質問でいろいろ質問させていただいたんですが、明快な回答が得られなかったというのが私の感想でございます。大変重要なことについても、どうも当局の説明は不透明な気がします。その辺についてお尋ねしますが、この件については非常に重要な案件だと私は捉えております。

この減額のことについては、3月の議会で8名の議員の方は賛成して可決したわけですね、現状は。今回の議会で総事業費12億9,896万4,000円、それから庁舎建設基金2億7,660万円が減額ということで出されたわけですけども、先ほど話したとおり、議決しているものがこういった形で、正直言うと方向性がはっきり見えないんですね、私には。先ほど大川議員のほうから話がありましたけれども、予定地がここでという話が、条件みたいな話がございましたけれども、私はそういう感覚ではないんですよ。要するに下田市としてこういう重要な問題が、こういうふうに向向性も何も決まらないまま進めていかれるということに対して、大変、私自身は危機感を持っております。その辺は、また委員会についてお話しさせていただきますが、大変これ、私自身は納得はしておりません。

もう一つ、この庁舎建設基金の2億7,600万円という件です。これは延期したということならば残すべきだと私は思うんですね。庁舎建設基金の目的は何なんでしょうか、そこだけ1点、お尋ねします。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 庁舎建設基金の目的につきましては、庁舎を建設するために基金をこれまで積み立ててきたものでございます。今回の2億7,660万円につきましては、当初の予算の中で増額に対して基金、庁舎基金とふるさと応援基金を増額に対して、議員の皆様にもお諮りして承認いただき、計上させていただいたものです。今回の延長するに当たっては、既定の位置を基本にしつつ、かつ安価でという言葉がございましたので、今年度、これまでの以前の計画より多く積み立てた分については、一旦使わないとして今後検討していただきたいというもので、工事費と合わせて減額を今回提案させていただきました。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） ちょっと今の点は合点いかないんですが、結局、2億7,660万円というのは、これ基金ですから、多いにこしたことはないんじゃないですか。違うんですか。だからそれは、やっぱり僕は違うと思うんだよね。ということは市民の負担が軽減されるわけじゃないですか、違いますか。これでもし、これが減額ということになるのであれば、あるいは臆測ですけども、市民の増税につながりかねないということも言えるし。

もう一つは、先ほど、位置条例のことが話出ましたから、ちょっと参考までにお話しさせていただきます。この位置条例については、期間が4年になっているんですよ、4年。令和3年12月に改正ができるような形になっております。これは議会の3分の2が賛成すれば改正できるという方向にいくわけですね。だから、こういうふうな曖昧な状況を続けていくことに、僕は非常に不信感持っているんですね、私自身だけかもしれませんが。だから、これはまた委員会で僕、やりますので、今日はこのぐらいで終わりにしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですね。

ほかに。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 予算書の11ページの地方債の補正についてをまずお尋ねをしたいと思います。樋村医院の耐震補強事業に5,400万円、樋村医院の解体事業に2,520万円と、そしてワーケーションに、この予算から見ますと490万円、こういう数字で8,410万円だと、1つ

にまとめているわけでございますけれども、何でまとめなければならないのかと。むしろこれは解体費に幾ら、補強費に幾ら、ワーケーションに幾らと、明細を分けて記載をしたほうが内容的に明確じゃないかと思うわけです。経過もあるものを何でここでまとめなければならない理由があるのかということをも１点、お尋ねしたいと思います。

そして、これに伴いまして、ワーケーション施設として利用するんだと。三菱地所だったですか、契約予定者になっていると、こういうことでございますが。この事業を8,410万円の起債を受けて、三菱地所がどういう具合に運営しようとしているのかと。インターネット等で見た方のお話ですと、年間450人ぐらいが使うのかなと。１人頭５万円ぐらいを払ってもらうのかなと、こういう数字が出てこようかと思いますが。関連しまして、三菱地所さんがどういう具合に利用し、下田市にどういう効果があるのかと、１億5,500万円の税金を投入して、どのようなことを下田市は期待をしているのかということをも改めてというか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、大川議員も矢田部議員も質問されました庁舎建設についてでございますが、やはりこの４年間の経過を見ますと、約26億円ぐらいで造るよと言ってきたものが、28億円、そして２年ほど前には32億4,000万円、そして先日の議会では36億9,000万円だと、次々増額をしてまいったわけであります。それを可決、そういう議案を提出してきた当局の責任、そして、それをよしとして可決してきた議員の責任、これは重大だと思うわけです。できない予算を提案し、できないことを可決したと、こういうことになると思うわけです、経過から言えば。

したがって減額せざるを得ないと。この中の経緯の中では、設計者の責任はどこにあるのかと、こういうことが質問の中でも問われてきたと思うわけです。ところが設計者の責任はないんだと、オリンピックやパラリンピックのせいで物価と人件費が上がったからいたし方ないんだと、こういう答弁を当局はしてきているわけです。そうしますと、当然、大川議員が指摘した1,225万円の施工管理費が実施設計ですか、それらの費用が1,225万円の残した中に含まれているわけですから、当然その数字は設計業者と相談をして、どうするかということの結論を見なければならないと。実態的には宙に浮いている予算であるので、３月までに業者と結論をつけたいので、そのまま置かせてくださいよと、こういう予算になっていると思うわけです。しからば、設計業者と現時点でどういう観点で、どういう話し合いを今しているんだと、こういう報告なしにこの予算を認めなさいというのは、僕はおかしいんじゃないかと思うわけです。もうそういう意味では、場所も金額的に言っても破綻をしていると。

大川さんも矢田部さんも、その現実をしっかりと見定めなければ、また大変な支出を、40億円、50億円になってもいいんだと、こういう議論になっていくんじゃないかと思うわけです。今こそそういう意味では、当局も議員も36億9,000万円にもなったこの予算を通した責任問題はどこにあるのかということを真剣に考えなければならないと思うんですけれども、現時点での当局はどういう見解なのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、ここに8ページに債務負担行為でございますが、敷根公園、スポーツセンター、下田市民文化会館、指定管理に関わります債務負担行為がここで出てきているわけでございます。一番最初に敷根公園が出てきておりますので、この点についてお尋ねしたいと思います。敷根公園の指定管理料は幾らで、幾らの消費税を払おうとしているのかと。その点をお尋ねしたいと。昨日も質問をいたしましたけれども、施設管理費、自主事業費等を差し引いたものを補填すると、こういう契約だとすると、全く市は消費税を振興公社に払っていないんじゃないかと。だから消費税を幾ら削減しろと言っても当局は乗ってこないと。下田市は消費税を払っていないんじゃないかと、公社に払うべき消費税を払っていないと、こういう具合に思うわけです。

例えば、昨日頂いたこの資料の81ページを御覧になっていただきたいと思います。敷根公園施設管理運営計画の中で、令和3年度予算を見ますと8,818万1,000円の赤字になると。そして自主事業で31万2,000円の収入があるので、差し引いた金額8,786万9,000円の指定管理料を上限として定めるんだと。こうであれば、8,786万9,000円の10%を上積みして、当然支払わなければならないと思うわけです。契約金額の1割が消費税相当分だと。ところが内税として、この中に消費税は含まれているんだと。そういう理屈で実質的に消費税を払っていない、約798万9,000円、約800万円の消費税を敷根公園の契約に当たりましては払わなければならないものを、これで見ると租税公課費は585万5,000円しか払っていないと。800万円払うものを590万円ぐらいしか払っていないと、こういう数字が出てくるんじゃないかと思うわけです。表示をきっちりしろという意味は、きっちり消費税を払っているのかどうなのを確認したいという意味で、先日、答弁を求めているんです。幾らの消費税を令和3年度には払おうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、それに関連いたしまして、県からの令和2年度の振興公社の経営状況説明書を開いてみますと、3ページに、まどが浜海遊公園受託収益489万1,920円と、こういう数字が出ておりますが、これは県から管理委託を市がして、市がそのまま振興公社に再委託をする、という仕組みであろうかと思いますが、そういうことが事実かどうか。そしてこれに

ついては、恐らく39万円何がしの消費税は静岡県は払っていると、こういう契約になっているんじゃないかと思いますが、県が行っているこの契約の様式と照らしても、今、建設課が進めようとしている敷根公園の振興公社との契約は、全く消費税を隠して分からなくしているような、しかも実態的には消費税を払わない違法な行為を振興公社が国税として払うわけですけれども、その財源は下田市が契約の中で消費税分を契約するというのは当然のことだと思いますが、それはどういう具合になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

取りあえず以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 最初に、地方債の関係でお答えをさせていただきたいと思います。

予算書の11ページの起債でございますけれども、今までに旧樋村医院耐震補強事業と解体事業ということで起債のほうを書かせていただいております。それを今回の補正予算で、ワーケーション拠点施設整備事業というふうに直させていただきたいということでございます。これにつきましては、こちらで起債の目的のほうを書かせていただいたときに、今回補正でなぜまとめたかといいますと、起債の目的は旧樋村医院を耐震補強するとか解体するのが本来の目的ではなくて、ワーケーション拠点施設としてあの施設を整備するというのが本来の目的だったかと思うんです。それを財政、財政といいますか、総務課のほうで起債の目的ということで、起債の表を書かせていただいたときに、今の施設の名称を使って補強事業、解体事業ということに当初、地方債の表を作らせていただきました。しかしながら、産業振興課のほうで国への補助金の申請とか、一括でしているところもございまして、もともと頂く補助金を、まち・ひと・しごと創生交付金を頂くような形で今、事業を進めております。それを鑑みますと、今の名称の旧樋村医院を何とかするというのではなくて、ワーケーション拠点施設として整備するのが正しいということで、今回の補正につきましては、前段のやっていたものをゼロにさせていただいて、今回の地方債をこのような名称で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 私のほうからはワーケーション事業について、改めてその効果や、連携事業者としての三菱地所さんのほうでどのような運営をされるかというお話についてお話しさせていただきます。

前回 9 月議会のときですとか、あとは11月の全協の御報告のときとかにもいろいろお話しさせていただいておりますが、重複するところがあるところは御了承ください。

まず、基本的にワーケーションでこのまちに来られる方というのは、基本的には皆さん、都市部で働いている方というのがほとんどでございます。しかも20代、30代の方がこういった働き方というのを多く実践されている傾向にあります。そういった方たちが、もちろん向こう、働いている元の会社として、そういうふうな働き方を許容されている、そういった会社が非常に最近増えておりますので、そういった働き方をされているという会社で、実際に地方にいろいろ出ていってごらんというふうに言われて下田に来ていただいているというところで、彼らも休みで来ているわけではなくて、仕事しに来ているわけです。そうすると、もちろん平日に来るということもございますので、単純に月曜から金曜であっても多くの方が下田に訪れるようになります。それは地元側にとっては宿泊施設の稼働率の向上であったりですとか、単純に下田に来られる方が増えるという点でも、様々な効果があると思います。

実際、1人頭、落とす単価みたいなお話も少し言及がございましたけれども、これは下田市だけではないですが、例えば都心のほうから下田のほうに来るまでは、交通手段としては大体片道5,000円から6,000円、往復で約1万円ぐらい。こちらのワーケーション施設、宿泊機能と食事の機能はありませんので、基本的にこちらは市内の宿泊施設、市内の飲食店を使っていただくことになります。そうしますと大体、1日1泊、お安い民宿とかだと5,000円、いいお宿だと2万円、3万円という話になるのと、あとはお食事も一度、1,000円、2,000円というのが1日2回から3回というふうになっていくと思います。

ワーケーション、実際に1泊2日で帰るということはほとんどなくて、来られる方は短くても3日、長いと、それこそ1週間、2週間、中には月単位で長く滞在される方というのもしらっしゃいます。そういうふうに申し上げまして、前回の議会でも多少、具体的な数字を出して申し上げましたが、大体1人頭、4、5、6、7、8、そのぐらいの金額を年間の利用者人数が400、500人ぐらい使っていただくようになれば、年にそういった1,500、2,000万円、本当にざっくりとした計算であるので、全然はっきりとした数字ではないんですけども、そのぐらいは見込めるのではないかというふうに思っております。

当然これについて、実際にじゃあ都心の企業の方々がどれほど来てくれるのか、そういった人たちにちゃんとPRができるのかということもあります。そこで大変強力なパートナーとして三菱地所がいますと思っています。彼らは東京の丸ノ内ですとか有楽町に大きなテナントビルですとか土地とかを多く持っていて、そこに日本のいろんな主立った会社がそ

ちらで会社を、テナントの中でいろんな会社が働いていると。そういった方々に対して、彼らは働き方改革ですとか、地方のワーケーション施設というのをPRが可能になってくるところでございます。まちにとってもそういうふうには都市部でばりばり働いている方が、この下田を訪れるきっかけとなる重要なネットワークを彼らが持っているということをしっかり生かさせていただくと。三菱地所さんのほうのワーケーションのPRにももちろん下田というのも上りますし、そういったところで人目に触れる数も非常に多くなっていくんだろうと思います。

彼らは実際にはほかにも、ほかの都道府県でもいろんなワーケーション施設を運営してございますので、そういった方たちが何を求めているのか、働く場所として何を求めているかというのもよく把握してございますし、そこに対して実際に地域との交流ですとか、地域の何かの活動に入るといことも我々としてもサポートしていくというところで、彼らの働き方改革に資するのと、我々としても外の人たちの力を一緒にして、その地域のいろんな刺激にしていく、地域のこれからの変化に生かしていくというところで、そこら辺はこれからどういった、金額に表せない効果になっていくんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことで、今年度、いろいろ改修ですとか、そういったものをやりまして、来年度以降から三菱地所さんと一緒にそういったプロモーションだったり、その地域での活動だったり、あとは来ていただいた方へのいろんな体験とか、過ごし方の提案であったり、そういったことを連携しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。
- 統合政策課長（平井孝一君） 新庁舎に関してですが、現時点の当局の考えにつきましては、11月5日の全協で申し上げたとおりとなっております。現在、委託費につきましては、大川議員の質問でもお答えしましたが、現在、管理分が約1,000万円と実施設計分が約160万円でございますので、その内容について、今、変更、協議、内容を精査し、業者のほうと変更、協議を進めているところでございます。
- 議長（小泉孝敬君） 建設課長。
- 建設課長（白井達哉君） 敷根公園の指定管理の関係ですけれども、5年間で支払う金額、上限額はこの資料、議案説明資料の80ページの下のほうに書いてあります年度ごとの申請額の合計が、この債務負担の額になっているんですけれども、消費税の関係ですが、すみません、議員も私も普通にお買物をするときに金額の表示が外税であろうが、内税であろうが、

払っていることには変わらないので、そこは市が何も払っていないとかということにはならないと考えています。

すみません、81ページの議員がおっしゃられた指定管理事業の支出のところの租税公課、この585万5,000円というのは、指定管理者側で今見積もっている税金、このほとんどが消費税だと考えていただいて結構だと思うのですが、租税公課なので、ほかの税金、例えば車の重量税とか、そういったもののぐらいで、ほぼほぼ、この585万5,000円のほとんどが消費税だと考えていただければと思います。そういった訳で、差引き赤字となる部分を指定管理料で補填しているので、市は全く税金の面倒を見ていないとか、そういうことではないと御理解いただきたいです。

まどが浜の管理費用を計算するときには、先日も建設請負工事費の積算の方法のお話をさせていただきましたが、税金、消費税抜きにして計算した額の合計に消費税相当額ということで10%をプラスして契約するというルールに基づいてやっているものでございます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。
- 13番（沢登英信君） 庁舎の設計屋さんとの協議をしているということは報告いただいているから、すみません、理解をさせていただいております。どういう方向で、どういう協議をしているのかということを知っているわけでございますので、来年の3月までに予算を削るなり、さらに追加するなり、知りませんけれども、その協議が調うような方向が見えるのかと、こういう心配の下に質問をしているもんですから、協議をしているという返事ではなくて、下田市としてどういう立場に立って、どういう協議をしているのかということを明快にさせていただきたいと思います。もしそういう立場、現在のところ、ないというならば、ないということでも結構ですが、ただ単に協議をしているというだけでは、なかなか内容が納得できないかと思います。

それから、消費税は81ページで言うように、585万5,000円払っています、数字上はですね、払うという数字になっています。しかし契約金額は8,786万9,000円、これで上限かもしれませんが、契約をするということになれば、1.1で割り返しますと7,988万円ではないと、赤字が。しかし足りないお金は8,786万9,000円ですから、契約金額は8,786万9,000円になるんだろうと思うんです。内税という形で実態的には約800万円からの消費税を払わなければならないにもかかわらず、市当局は585万円しか払っていないと、こういう数字になるんじゃないかと、300万円ぐらいチョンボしているんじゃないかと、こういうことを言って

いるわけです。契約した金額の1割という表示の仕方を建設課や、先ほど言った県の公園の、まどが浜海遊公園の契約についても、そういう契約の仕方が一般的ではないのでしょうか。実態的には消費税を含むという形で、全額ではなくて半分ぐらいを振興公社に肩代わりさせているというのがその実態じゃないかということを言っているわけです。本当に消費税をきっちり払うなら、契約金額の本体価格幾ら、上積みの消費税幾らと、こういう表示をなぜしないのかということを言っているわけです。そういう表示をしないで含むとかというような言い方は、実態的に振興公社にしわ寄せをしていると、こういう具合に私は理解をするんですけれども、この数字を。そうでないと、ちゃんと払っていますよと、幾らの消費税を払っていますよと言うんなら、それを明確に数字でお答えください。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 庁舎に関しては、これまでも開発行為等の申請については進めてまいりましたので、それに対する費用は払うものとして精算。今後、工事発注後、工事管理費として、やるべきだった業務については減額、そういったものを今、協議し、調整しているところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 私の説明が分かりにくかったみたいで申し訳ございません。ここに記載されております585万5,000円ですけれども、正確にはこの中に車の重量税等が1万2,000円程度入っているということでございますので、584万3,000円という額は公社が税金として納める額の試算額でございます。

以上です。

○13番（沢登英信君） 払ってないんじゃないの、幾ら払っているの、振興公社に。それを聞いているんです。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） そういった意味では、税金を含めて8,786万9,000円ということで、1.1で割り返していただければ、消費税相当額は、逆に市のほうはこの800何がしかのお金を消費税に関する分として、正確に計算すると、すみません、798万8,000円になると思うんですけれども、公社が消費税として納める額は584万3,000円だと御理解していただきたいです。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 何を言うのか、よく分からなくなってきた。振興公社が払う金は585万5,000円だと。これが全部、ほかの法人税だとか従量税が入っていないとしても、上限は585万5,000円だと。こういうことはこの表から理解できるわけです。しかし、下田市が振興公社に払う税金というのはどうやって計算するんですか。契約金額の1割を払うんでしょう。そうすると、これ1.1で割り返しますと7,988万円にしかならないと。それじゃプラス・マイナス・ゼロにならないじゃないですか。798万8,000円という消費税分を追加して初めて8,786万9,000円、指定管理料になるわけですよ。この中に含まれてるからいいだという言い方をしていますけれども、この算式を見ますと、差引きをして足りない分を補填をするんだと、こういう契約になっているんじゃないんですか。足りない分は幾らですか、8,786万9,000円じゃないですか。8,786万9,000円を補填して、さらにこれに10%を積むというのが、市が指定管理者として振興公社に措置すべき内容ではないかと言っているんです。言っている意味、分かりましたか。言い方の、僕の理解の仕方のどこか間違っているところがあれば、ここが間違っているよと御指摘をいただければと思います。

実態的には、この指定管理料をこの中に含むというような表現で、消費税分を振興公社に払っていないんじゃないか。払っていない金額が、800万円払うのを500万円ぐらいしか払っていないじゃないかと、こういうことを言っているわけです。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、単純に、よろしいですか、この 、 、表にありますけれども、 と と を足した金額がゼロになる。ということは、不足分は税金も含めて計算した上で、不足分を指定管理費として払っているんで、消費税分を払っていないなんていうことはございません。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） もう3回終わっていますから。3回終わっていますから駄目です。

ほかに。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 4点について御質問させていただきたいと思います。補正予算の概要に沿って質問をさせていただきます。

1点目が、13ページにございます0225事業、新庁舎建設工事ということで、こちら全員協議会のほうでも御説明いただいておりますが、再度確認という意味で御質問をさせていただ

きます。新庁舎建設の基本計画にありましては、安全性、財政面、スピード感、そして機能面ということで現在の位置、また、これまでの設計、設計変更というものがされてきたと思います。今回、この事業費を取り下げるに当たっては、まず安全性では現在よりも安全なものを作る。財政面では利子含む単費、そういった面で今よりも安価なものを作る。次にスピード面では、現在より早く建設することは不可能かと思いますが、早期に着工し、早期の完成を目指す、できれば具体的な完成予定時期も確認したいと思います。そして最後、機能面については、これまでなかった感染症対策、コロナを含むリスク軽減、危機管理の面でも現計画よりもより機能的なものを作るという考えで、現計画を一度見直すということでもいいか、確認したいと思います。

2点目でございます。同ページでございます0470事業、原動機付自転車新課税標識図案作成業務委託ということで、初めて聞く言葉でありますので、具体的な事業であったり、業務委託の内容をお教えいただきたいと思います。

3点目でございます。同資料の15ページ、1751生活保護費支給事業でございます。医療扶助費、介護扶助費でそれぞれ増額となっております。こちらについては、この新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものが増額に影響しているのか、また、増額となったものは対象者が増えたことによるものか、また、1人当たりの支給額が増えたものによるか、お尋ねしたいと思います。

4点目でございます。同資料19ページ、お願いいたします。観光交流課、4350事業から4380事業まで、観光施設の修繕料ということで補正が組まれております。こちらについては、さきの9月定例会の中で滝内議員の一般質問に対し、松本市長から、今後は観光施設維持・保全計画を策定し、計画的に維持・保全を図っていくといったものによるものかと思われるのですが、実際にこの維持・保全計画が策定されたものかどうか。また今後こうした遊歩道、つり橋、橋梁などの観光関連施設についてはどのような優先順位で実施をしていくのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 議員のおっしゃるようにスピード面というのが現状と比べて今回延期したことにより遅れていくと、私もそう感じております。ただ、今、完成時期はいつかということについては、今ちょっと明確に申し上げることができませんが、今後検討していく中で、手法も含めて完成時期を考えていきたいと。

そして、コロナ禍、危機面に対してどう考えていくべきか。コロナに限らず、今後の感染

症というところに対して考えていきますと、密集を避けるためにはスペースを広くしなければいけないという課題が出てきます。とはいいつつ、そういった中も含め、既存の施設の活用ということも申し上げておりますので、ソフト面と機能的な面、双方リスクを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） 御質問の原動機付自転車の新課税標識の作成の関係でございますけれども、この事業は、原動機付自転車、3種類ありますけれども、50cc、90cc、125ccの課税標識というのは、いわゆるナンバープレートなんですけれども、こちらに新たな図案を導入したいというもので、いわゆる御当地ナンバーを導入したいというものでございます。近隣におきましては、西伊豆町でも既に実施しているところでございますけれども、これを本市におきましては50周年の記念事業にも充て込みたいというようなことで、今回、補正に計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） 私のほうからは、生活保護の支給の部分での増額について、まずはコロナの影響があるかというお話でございますけれども、幸いといえますが、今、生活保護の受給者自体は減少に移っております。その関係で、コロナの影響によっての増額というふうには思っておりません。ただ、例えば昨年度、4億3,900万円ぐらいの医療費の扶助があったわけですが、今回はそこまではいかないにしろ、あと4か月程度の中で2,400万円程度の増額をお願いしたところでございます。

また介護扶助については、本来の介護の方ではない、いわゆるみなし介護と言われまして、65歳未満であって介護扶助を受けるような方のほうがちょっと増員いたしまして、例年になく介護扶助の支出が増えているというところに対応するものでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、観光施設の修繕の関係でございます。

観光施設の修繕、今回予算計上させていただいたのは、トイレとかの天井、あるいは棚とかが経年劣化で壊れていると。あとは建築定期検査の指摘があったものに対して修繕をしているということです。一部、はまぼうロードにつきましては、ちょっと長い間、交通止め

にしていたところ、申し訳ないと思っています。その修繕に当たって、今後の管理も含めた中でどうやっていこうかということで、地元区、あるいは地元関係者と協議をした結果、このような委託と原材料で直して、来年度以降はちょっと見回り等も含めながら予防保全に努めていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） ちょっと質問に対して御答弁いただけなかったところが3点ほどあったので、確認させていただきたいと思います。

1点目が、新庁舎建設に当たって、安全性の部分で今より安全なものを造るということが前提での減額補正。もう一点目が、利子含む単費は縮小する、財政面でも現状の計画よりも財政面で安価というか、有利なものを新たに建築していくということであるか、確認させていただきたいと思います。

3点目、観光施設維持・保全計画の今後の策定予定というものがあるのかどうか、確認して終わりたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 申し訳ございません。江田議員のおっしゃるとおりで、庁舎につきましては、この安全性についてリスクを考えて、より安全に対応していきたいと思っているのと、財政面では財政面を考えて、より安価にということで考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 申し訳ございません。施設を洗い出しながら、まだそこまで至っていないんですけれども、台帳を作りながら今後検討していきたいということでございます。

○1番（江田邦明君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

6番 佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） ワークーションについて確認をさせていただきます。

以前、議会で質問させていただいたときに、現在、L I F U L Lさんがみなとまちでワークーションを実施されて、その実績を勘案して樋村邸を判断したらどうでしょうかというお話をさせていただきました。そのときに御返答は、個人の会社であるのでデータは分かりま

せんと、そういうデータが分からない中で、樋村邸に総額で１億５,５００万円かけるという、まず現状の情報整理ができていない中で、これだけの金額を組み立てるといえるのはどうしてお考えでしょうか。

それから、勉強する場所、仕事する場所ということだったんですが、宿泊、食事は地域のホテルをとということでしたけれども、この間の説明で、キッチンなども案が出ているというような食堂も、何かお話が出ていましたけれども、その辺はどういう区分けをするのか、キッチンなんか一切ないのか、ホテル、食堂を使うような方針でいくのか、その辺を正確にお答えください。

私個人としては、空き家バンクなどたくさんありますので、そういうところをもっと有効に使ってワーケーション、いいと思います。ＮＨＫの情報番組でワーケーションについて、会社も社員も６５％の人が不安を抱いております。会社としては従業員が、じゃあ出先で、例えば下田まで行って、本当に仕事をやってくれているんだろうかと。６５％の会社が不安を持っていると。社員のほうも出先で仕事をしているんだけど、果たして会社が自分の仕事を評価してくれるんだろうかと、やはり６５％ぐらいの方が不安を抱いておりますというようなことをテレビの特集でやっておりました。どこまで正確か分かりませんが、メディアで私は情報を確認させていただいております。

そんな中で、私も前にも言いましたけれども、ＬＩＦＵＬＬさんのいろんな施設を見てきましたけれども、これからかなという施設でございました。そこでお伺いしたいのは、４００人から５００人ぐらいのものを見込んでいますというような、今、課長さんのお話でしたけれども、何年後にどれくらいの結果が出て評価をされるんでしょうか、成功した、成功しない。数字で分かれば、それを御提示ください。万が一、その数字に達しなかった場合、それではどういう責任を考えるのか。僕個人として、この金額を、さあ、やりませんかと言ったときにはちゅうちょします、人間として。それくらいの市民の税金だと思います。

それから、施設の維持管理でそれなりにお金がかかるはずですので、市が負担する年間の維持管理費を正確にお答えいただければと思っております。

知りたいところは以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（樋口有二君） では、ワーケーションについて順番にお答えさせていただきます。

まず、現在、市内では民間企業、ＬＩＦＵＬＬさんと地元のＶＩＬＬＡＧＥ ＩＮＣさん

がやられているワーケーション施設ございますが、こちらの実績というのをよく分析しているのかという点でございますが、細かいデータについては民間企業のデータですので、市のほうで把握ができないということを私は前も申し上げさせていただいております。

ただ、いただいたお話によれば、今回、さすがに外出が自粛されていた期間はさておき、その期間以外、夏以降については、基本的にはあそこの施設というのは宿泊場所としての稼働率が8割から9割、延べ、月に400泊、すみません、延べ数ですので、400泊。1日に40泊可能な施設になってはいるんですけれども、それで一月間で400泊、何日も同じく泊まっている人がいらっしゃるという中で、それぐらいの方が利用されていると聞いています、ざっくりとした数で恐縮ですけれども。それが夏以降、秋も多少の上下はあるにしても、多くの方に利用いただいているというところです。

実際にあそこで働きに来ている方々からの声として、ワークスポットがちょっと足りないという、既存のワークスポットはあるんですけれども、既に利用者さんが至るところで使っておられて、ほかにも働ける場所ないですかという相談は日頃から受けておりました。そういったこともあって、また、市内でそういった別の予算ではありますけれども、道の駅ですとか、文化会館をそのように一部、少し利用できるようにしたというのも、その取組の一環でございます。様々な利用形態がこれから増えるという中で、樋村医院を活用したワーケーション事業というのを進めさせていただこうと去年、今年の初めからもそういったことをやらせていただいているというところです。

あと、飲食する機能があそこにはないということを先ほども申し上げさせていただきました。簡単にカセットコンロでも持ち込んで簡単に物を温める、水を使うぐらいだったらできると思います。そういった簡易な家庭レベルの火を使える場所というのはございます。ただ、そこに、結局そこで何を作るといっても、要するに家レベルのものでしたら可能ですけれども、実際そこで、じゃあ何十人を賄えるレベルの飲食店みたいなことができるかと言われたら、それは難しい設備でございます。なので基本的には、御飯というのはケータリングを持ってきてもらうという利用形態はあり得ると思います。それで、あそこで温め直してから、あそのスペースの中で食べるというのはありだと思いますが、あそこで一から十まで作るというのは少し難しいんじゃないかというふうなのが我々が考えているレベルでございます。

あと、テレビ番組で、テレワーク、ワーケーションについて不安を感じている方がおられるというお話でございますが、これについては企業によってもまちまちで、規模や業種によってワーケーションにそぐわない、テレワークがなかなか難しい業種、業態がございますの

で、そういった方たちも含めて、どのぐらいの範囲の方が不安に感じているのかというのは、少しあれですね、そのデータから申し上げるに、ワーケーションしたいという人が、じゃあ全国で少ないかと言われると、そういうこととイコールではないのかなというふうに思います。

多くの事務仕事をしている、要するにワイシャツ着て、パソコン使って仕事をしているような方々というのは、基本的にはどこでも働けるという形の職業に就かれている方が多いです。それはもちろん行政機関に限らず、民間企業に限らず、そういった個人事業主、法人でも限らず、そういったいろんな方はいますので、それぞれ会社の方針なんだと思います。ただ、今回コロナということもございまして、非常に各社、働き方改革というのに前向きに取り組んでおられます。当然、ワーケーションがなぜここまで注目を浴びるようになったかというのは、いつものオフィスに通勤するということは、毎日、毎晩、満員電車に乗って通勤して、都市部のオフィスにぎゅっと詰め込まれて、みんなで仕事をするということにリスクを感じている方が非常に多いからということです。そういった方々が仕事をやっているか、やっていないかが不安であるというのは、結局、成果を目的とした評価の仕方をしていないんじゃないか、これは私の考えですけども、どこに働いていても結果は出せるものは出せる、そういった内容の業種であれば、そういう働き方ができますので、もちろんそういった方は当然、そういったリスクを回避するために、今、働き方改革というのに取り組んでおられると思います。

そういった会社が非常に増えているのは間違いがないと思っています。でなければ、雑誌やテレビや、その他インターネットなどでワーケーションの情報が非常に多く増えていますし、それに取り組もうという企業、自治体のネットワークも、ワーケーション自治体協議会という組織があるんですけども、設立当初、去年の秋頃は50ぐらいだったんですが、現在は3倍の150に膨れ上がりまして、最近では経団連とも一緒にワーケーションを普及させるために進めていこうという流れになっています。

なので、全日本的にそういったコロナ禍のリスクを回避するというために、多くの企業人たちがそういった流れに沿うような動きをしてきております。なので、その流れに合わせるために、今こうして樋村医院のワーケーション施設を整備しているというものです。特にそういった現在、L I F U L LさんとV I L L A G E I N Cさんがやられているやつとは、また、あちらは個人の、今までもコロナの以前でも自由に働ける人たちがよく利用していた設備に対して、今回は三菱地所さんのほうで一緒にやらせていただくのは、もちろん個人も

使えるんですけれども、基本的には企業の団体さんが、そのチーム合宿であったり、そういったものに適したような施設となっている予定でございますので、これからのそういった都市部の企業さんたちのそういったニーズに合わせたような運営をするということで、多く取り上げられるんじゃないかなというふうに思っています。

どこまでいけば成功なのかというところなんですけれども、成功というのが、かかった費用がペイできれば成功なのかというところはあるんですけれども、実際、さっき言ったような、金額をペイするというのは、恐らく5年から6年、7年、そんなもんで、まちに落ちた金というのがペイするんだろうなと思いますけれども、実際に利用料は、そういった利用料だとか、利用した人が落としてくれるお金が施設にかかった費用を超えればとか、そういったことで成功というわけではなくて、実際にこのまちが産業として地元の人たちと一緒に何かを、ワーケーションで外の人たちがいっぱいこのまちに関わってくれることによって、何か新しい動きが生まれたとか、そういうふうにこのまちが好きになって、空き家の1つでも何か改修して何かをやるうとか、あとは地元の人たちと一緒に何か新しいプロダクト、サービスをつくらうとする人たちが出てきたりだとか、そういったことがどんどん生み出されていく状況こそが私は成功だと思っています。

そういった意味では、そこで幾らだとか、何人だとかという数字で成功だ、失敗だというのは論ずる気はなくて、なので、そうならなかったらどうするというのも今の時点で考えているものではありません。私はそういった人たちが多く来ることによって、今でもL I F U L Lさんですとか、V I L L A G E I N Cさんですとか、そういった方々がやっている拠点で、そこで過ごされている方、そこに関わってくれる地元の方と、あそこで、下田でワーケーションしようと来てくれた人たちが一緒に何かやろうとか、下田が好きになったから、ここで何か事業を立ち上げようと言ってくれる方も出てきました。いろいろ新聞報道などで御存じだと思いますけれども、そういったことが生み出されるきっかけというのは、まさにワーケーションをこのまちが進めていたからというところだと思っています。

そういったところですね。なので、そういった今後の可能性ですとか、いろんなものを見ながら、こちらの事業は進めさせていただいております。なので、私としては、あそこの、またいろんなワークスポットができることで、いろんな方々がこの下田のまちを土日、平日問わずに訪れていただくこと、また地元と関わっていただくことによって、このまちの経済ですとか、地域の活動ですとか、そういったものに我々もうまく、言葉は悪いですけど、うまく利用するですとか、外の人たちは外の人たちの、東京とか、神奈川だとか、千葉、埼玉

だとか、そういったところでばりばりやってる方のノウハウだとか、知識だとかというのももちろん持っているわけですし、そこがうちのまちに足りない部分というのをうまく使いながら、でも、下田には下田の魅力があるし、ここにしかないものというのは、ここにしかない体験とか、そういったものは当然あるし、それが彼らが求めていることなので、そこをうまく合わせてやっていくことで、この事業はそういうふうになんか成功していくんじゃないかと思っています。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 6番 佐々木清和君。
- 6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

私、論法として、丸ノ内にある三菱地所で有名な会社、こういうことで物事を進めるのは駄目です。伊豆が潰れたのはそれです。三菱地所、何地所、大手が伊豆を乱開発して、こんな廃れた伊豆半島をつくってしまったわけですね。名前に憧れては駄目です。実際に1億何がお金をかけて、下田市がどういうまちがつかれるのか、基本的な、長期計画で私も言いましたけれども、どんな計画を立てても、市の思想が中心にないと駄目です。市がどういうふうになんか変わらなくては行けないのか。そこがなくして数字だけ上げています。28億円が税収です。1億5,000何がし、相当な金額です。結果は曖昧。僕は空き家バンク、たくさんあります。頑張っている空き家バンクの方もおります。そういうところをまず使ってやっていくのが、こういう高額をかけないでやるのが本来の目的だと思います。

日本人の仕事に取り組む在り方として、やはり時間から時間に仕事をして、終わったら家庭を大事にしてというような、そういうのが日本人の在り方だと思うんですが、まして観光地で人が働かないとお客様の対応ができない中で、光ファイバーで情報だけ交換して仕事ができる、それは一部の方だと思います。それだけでは観光地は成り立ちません。ですから、もう少し、これだけの予算をかけるのではなくて、現在、たくさんある空き家バンクなどをもっと有効に使って、それでいい結果が出たら、これだけのお金をかけて前へ進むというのが大事ではないでしょうか。私個人、これだけのお金をかけてやるかと言われたら、ちゅうちょいたします、自分のお金でやる場合。そういう思いですけれども、もう少し空き家バンクなどを利用してやっていく。それから、今のLIFULLさんの情報なども、実際、どれだけの人が来て、どこに問題があって、これ以上、大きくなって行かないのか、その辺、どういう感じで捉えているのか。

この2点、空き家バンク、それから現在の行われている部分での情報の整理をもう一度、

お願いをいたします。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 空き家バンクの利用についてでございますけれども、空き家バンク、移住促進も我々の課の担当でございますので、空き家バンクのほうもうまく利活用させていただきながら、ワーケーション事業とは相互で連携しながらというのも、我々も同じく担当ですので、そこら辺はそれぞれ相乗効果があるようにして進めるというのは、当然考えております。

ワーケーションと空き家バンクと言ったときに、じゃあどのような活用形態が考えられるのかといったときに、ワーケーションで来る方が空き家バンクに登録されている施設というのをワーケーション用に使いたいなみたいなことで利用されるみたいな形態をお考えかなと思います。実際、ワーケーション、本当、田舎だったらどこだってもいいというのは、そんなことはないです。当然、ワーケーションをやるというからには、そこが平日、都心のオフィスにいるのと近いようなワークスポットでないと、そこは当然、人は来ません。そこには当然、御飯がすぐ食べられるだったりとか、光ファイバー、それなりに快適なスピードでインターネットができることであったりだとか、そこに電源はあるのかだとか、あとはそういった環境を、事務に適した机、椅子はあるのかだとか、そういったこともいろいろ総合的に加味をされて、皆さん、ワークスポットというのを選んでいきます。それが今、空き家バンクの取り扱っている物件というのは、基本的には不動産屋さんが管理されている物件等も、空いている物件というのは市内に多数ございますけれども、それぞれが全てそういった条件に合致しているかというのは、あれですね、ワーケーションをしようとする人は、別に物件を探しに来ているわけではないんです。もう働く場所がそこにないんであったら、その時点で選択肢から外れてしまいます。であれば、既存の空き家バンクにあるようなところを市のほうで改修して、小規模なワークスポットにするというようなお話であれば、可能性はないとも言えないなというふうな、個人的には思います。ですが、現状、そのワークスポットを選ぶといったときには、先ほど言ったようなことであったりだとか、あとは実際に企業の働いている方に聞くと、もちろん個人として集中できる環境は当然ながら、せっかくここに来たんであれば、何か地元の人だったりだとか、一緒にワーケーションをしに来ているほかの他社の人だとか、そういった人たちとのつながりみたいなものを求められている方もいらっしゃる。なので、ホテルの一室とかでずっと籠もって仕事をするという方も当然いるとは

思いますけれども、そういった人よりも、そういったいろんなコミュニティがしてくれる、ある程度の場所を確保できた、そういったスポットがワーケーションしたいという方に求められているんだろうと思います。

なので、実際に我々もそういうふうにして、どこかに都心から働きに来た人を、どこかの施設に詰め込んで、そこでずっと働いていなさいというふうに言うつもりはございません。当然、地元と何かを一緒にやってもらう、何か体験でも、遊ぶ部分だけ関わるでも構わないですし、地域の企業の皆さんと何か一緒にやるというのがもちろん我々としては望んでいることですけれども、そういったことが生み出される環境というのをつくるのが大事だと思っています。

なので、当然そこに空き家バンクに適した物件があればいいですけれども、それを求めている方というのは現在のところ、こちらとしてはニーズとして、それを活用しようということとは考えてはいません。仮に下田が気に入って、下田で何か事業所をちゃんとつくって、腰を据えてやってみたいという方がいらっしゃれば、当然それは紹介します。

あと、現状やっていることのこれからというお話もございましたけれども、現在こうして空き家バンクもしたり、ワーケーション事業もしたり、様々なこのまちに関わり方というのが増えてきています。もちろんワーケーション場所として下田を選んでくれる方、地方移住の候補地として下田を選んでくれている方、そういうような拠点は都市部から動かせないんだけれども、下田が好きだから何か支援をしたい方、いろんな方がいらっしゃいます。そういった方々、最近の言葉で関係人口と言いますけれども、これを非常にこれからのまちの活力になると思って、こういった方々を広く我々として支援して、大きく増やしていきたいと思っております。そういったこの中だけで何とかするというよりは、いろんな力を使って、外の人たちとか、中の力も、若いも古いも、いろんな方々の関わり方があって、下田って元気になっていくんじゃないかと思っておりますので、そういった関係人口を大きく増やすということを主眼に置いてやっていっております。

ちょうど市のほうでもつながるという言葉がこれからテーマになってきております。まさに多様なつながりというのがこれからの時代、必要になってくると思っております。それはリアルに、小さなコミュニティの中で当然、やっている方も当然つながっていることでもありますし、年に1回来てくれる人も、下田とつながっている大事な一人です。そういったことを空き家バンクを使って必ず拠点をつくるということを目的、それだけが目的ではなくて、ワーケーションだとか、リモートワークとか、あとはふるさと納税みたく、こっち側に

実際に来なくても別に構いやしません。そういうふうないろんな関わってくれる人たちが関われるポイントを各まちのほうで用意してあげることが、これから下田のいろんな活動にとってプラスになるんじゃないかと思って、その事業の一環として、このワーケーション事業というのをやっていっております。

なので、これからの都市部のその働き方の感覚として、デイトタイム、9時、5時まで働いて、ちゃんと夜は家庭をというのとか、あとは、ちゃんとそこに座っている、真面目にやっているという姿で評価をされるという時代だったのかもしれませんが、現在はそういったふうなことが当たり前だとか、それであることが普通だみたいな感覚というのも、多分いろんなやり方があるんだと思います。うちのまちに来たらこうだみたいなふうな考えていることのほうが、私はまだ関係人口を広げていこうということに対しては、足かせになっていくんじゃないかと思っています。

なので、様々な活用方法が、このまちにはまだまだポテンシャルがありますので、それはもちろん、今回、我々がやっているのはワーケーションという仕事をしながら、地域と一緒に何かを関わりながらやっていくという観点でこういった事業を進めさせていただいておりますけれども、そうすることによって様々な面でもこのまちに関わってくれる人が増えるんじゃないかと思って、この事業を進めさせていただいております。そこに今、国の補助をもらいながら、それなりの金額をかけさせていただいておりますけれども、それ以上の効果をこのまちに生んでくれることを私は期待しているというか、確信しているから、ここまでやっているんです。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 佐々木議員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩入れたいんですが、よろしいですか。

2時半まで休憩といたします。

午後 2時20分休憩

午後 2時30分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

あと1回。6番 佐々木清和君。

- 6番（佐々木清和君） 最後の問合せになります。施設がマッチングして成立するということの説明がありましたけれども、その施設がマッチングしていれば、1億5,000何がしとい

うお金はかからないはずです。マッチングしていないので、それだけ税をつぎ込む、簡単な理論です。マッチングしていれば、耐震補強程度で、一般の空き家バンク、十分使えます。マッチングという意味を御説明ください。

それから、先ほどの質問で年間の維持費の説明がなかったんで、課長をお願いします。

それから、地元の人と一緒にやるのがワーケーションということでしたら、余計、空き家バンクを活用したほうがいいと思うんですが、実際にワーケーションとして空き家バンクを探しているんでしょうか、行動をしているんでしょうか、教えてください。

- 産業振興課長（樋口有二君） 議長、番外。
- 議長（小泉孝敬君） 終わってないですから。
- 6番（佐々木清和君） それから。まだです。今、休憩中に私の話が長いよということでしたけど、私は質問短いです。返事が長いんです。簡単に言うと、僕の論法ですが、物事の事案、物事をやる時に、長々と説明しなければ分かっていただけない事業は駄目な事業です。いい事業は簡単な説明で成立します。長々長々説明しなければ相手に分かってもらえない事業は見詰め直すべきです。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（樋口有二君） じゃあ簡潔にお話ししたいと思います。

まずマッチングという意味でございます。もちろんワーケーションをやりたいと言っている、下田市に行きたい、もしくは下田市でそういった方を受け入れる施設をつくりたいと言っている方、2パターンあります。当然両方について、それぞれ空き家バンク、空き店舗、空き家とか、あとは空いている市の公共施設、一通り御覧いただいています。その上で三菱地所さんは旧樋村医院が、こちらの施設を活用したいと言っていたいたるところです。こちらから、この物件をどうしても使ってくれみたいな感じで決め打ちでやっているわけではございません。もちろん双方のニーズ、主には先方さんのニーズに合わせて施設を御紹介しているというところでマッチングというふうに言わせていただいております。

市が負担する年間の費用ですね。解体と耐震改修とそれなりの工事をかけてやるものなので、最初のうちはどこかが壊れるということはあまり予想してはございません。ただ、年間の光熱水費ですとか、あとはワーケーションで来られる方への、そういった使う事務用品であったりだとか、そういったものの費用というのは三菱地所さんが負担されます。そこは施設の利用者さんから徴収する利用料の中から負担されるものというふうに見ております。

なので、市としてはその施設に、施設を何かしら修繕する必要が出た場合にやるべきものだ
と思っておりますので、そこら辺は年額約100万円いくかいかないか、もしくはその修繕の
度合いによりますけれども、そのぐらいと見込んでおります。

空き家バンクを利用してというところなんですけれども、空き家バンクでワーケーション
という意味合いですか。先ほども申し上げましたとおり、空き家バンクを利用したいという
方は、すべからく移住先を探している方です。ワーケーションをしたいから空き家バンクに
ある物件を見たいという方は、私の知る限り、来たことはありません。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 樋口課長は総務省から来て、この今、日本で先進的なワーケーショ
ンという取組をやっていておりますので、ちょっと熱が入るところがありますが。

一方、ワーケーションはやはり、今、時代の趨勢であろうというふうに思います。恐らく
佐々木議員もワーケーションそのものを否定していることではなかろうと思います。コロナ
ですとか、地方創生といった社会環境の下では、このワーケーションというのは全国で注目
されています。しかしながら、議員御指摘のとおり、未知なところが多うございます。とい
うことから私も前回の議会において、その不透明性、この先行きの船出の難しさといったこ
とについて、こちらは覚悟してかからなければならないというふうに申し上げたわけです。

おかげをもちまして、本当に大資本の三菱地所というところと包括連携協定をすることが
できまして、この小さな下田市が三菱地所という大きな大きなブランド力を手に入れたとい
うことになります。このワーケーションというのは、どうしてもベースが必要になります。
そのベース、ベース基地として、それを市に寄附していただいた施設を活用して、今回確保
できたというのは、やはり賢明な手法だったんだと思います。

ワーケーションというのは、空き家バンクと若干そのステージが異なっております。空き
家バンクはどちらかというと地方移住という、居住という側面。一方でワーケーションとい
うのは仕事掛ける旅行みたいな、その仕事と旅行という一時的なものになります。ですから、
ワーケーションで今、注目を集めているところは、軽井沢とか南紀白浜といった、下田同様、
観光地でございます。この観光地のブランド力を大手の三菱地所が価値にしっかり注目して、
これなら元が取れると考えて、私どもと連携協定をしてくれたわけでございます。

とはいえ、下田市はその上にあぐらをかくつもりは毛頭なく、今後、年間どう利用され、
そして我々がどう関与することで、このワーケーションの拠点から市のそれぞれのいろいろ

な企業とか商業とか、様々なところに波及するか、社会経済効果をどうやって高めていくか、ここについてこれからも我々一丸となって取り組んでまいります。そうして目指すは、最終的には若年層の定住人口の増加でございます。まずは関係人口を増加し、人々の行き来を増やすことで仕事もおのずから魅力的なものが創出され、それをもって、やがてここにしっかり子供たちが戻ってくる、そういう下田をつくっていききたい。そのために様々な仕掛けをこれから三菱地所と交渉してつくっていききたいと思います。

議員の皆様にはこれからも御指導いただければと思います。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

なお、人件費については総務文教委員会に付託します。

- 議長（小泉孝敬君） 次に、議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第82号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第83号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託します。

次に、議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第84号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第85号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

8日、9日、10日、11日は各常任委員会の審査をお願いし、12日、13日は休会とし、14日は各常任委員会の審査をお願いし、15日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしく願います。

大変御苦労さまでした。

午後 2時40分散会